

第4回北沢地区不法投棄物適正処理検討委員会会議録

日時・会場

平成15年10月24日(金)午後1時30分～午後5時：馬頭町役場 議場

出席者

大金伊一委員
石沢明生委員
岩淵和則委員
野口勝明委員
海老原忠夫委員
笹沼英夫委員
益子尚武委員
井面明彦委員
大金あけみ委員
大金洋一委員
小高忠夫委員
大森 茂委員
藤田博雄委員
石田和也委員
杉浦孝夫委員
星 憲之委員
高野芳夫委員
小川 通委員

欠席者

藤田眞一委員
岡 君代委員

概要

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ

皆さんこんにちは、第4回北沢地区不法投棄物適正処理検討委員会にご出席をくださりまして、大変ご苦労様でございます。検討委員会は回を重ねまして、いよいよ核心に入ってまいりました。答申に向けて、これからもご協力をお願いしたいと思います。

昨夜7時30分からNHKテレビで、クローズアップ現代追跡日本最大の不法投棄物の問題が放映されました。多くの方がご覧になったと思います。青森、岩手にまたがった大量の不法投棄物の処理の問題を取り上げたドキュメンタリーでした。その中で、この前井面委員の方からご紹介のあった、産廃コネクションの作者石渡正佳氏がゲストで出ておりました。大変感銘を受けた参考になる話を聞かせていただきました。以上、横道にそれましたが、あいさつに代えさせていただきます。

3 協議事項

(1) 適正処理方策の検討について

北沢の状況について

委員

本題に入る前に確認しておきたいのですが、この前3日の日に県の報告会というか説明会がありました。大金委員長からご案内をいただいたのですが、あれは備中沢の問題です。それとこの会との位置付けというか、委員長さんのご意見を伺っておきたいと思います。今日の会議にも関係すると思いますので。

委員長

その件については、環境アセスが終わったので、皆さんに私の名前で通知を出したらどうですかという話をしたと思いますが、その時に異議が無かったと思うので、皆さんは環境アセスに対してはどのような考えか分かりませんが、県がやった環境アセスですから、来て下さいということで、出してくださいと事務局に頼んで、皆さんにお配りしたと記憶しています。私の名前で出しますと皆さんに申し上げたと思います。

委員

議事録には無いですね。

委員長

議事録には無いです。終わってからですから。別にどうこうということではないです。皆さんも聞いておく必要があると思いましたので、ご案内申し上げたところです。

委員

前回、事務局からの報告の中で、この話がありました。女性の委員さんもいらっしゃるのですが、閉会の時間があまり遅くなるのはどうかと思ったので、うかつにした部分もあるのですが、会の性格をはっきりしないと進めにくいというか、第1回目の会議の時に、石沢委員から町から建設要請が出ているのにそのままにしてこの会を開くのはどうかという意見も出たようでしたが、その時はまだよく理解していなかったので聞き流してしまったのですが、あれだけ備中沢の問題が迫ってきてしまうと、関連付

けて考えなければいけないのか、北沢だけを考えるのかと説明を聞いて受け取りました。私の認識では、北沢の廃棄物の危険性よりも産廃処分場の危険性の方が、はるかに大きいと思っています。委員長もおっしゃった産廃コネクションの作者もそう結論付けています。そういうことを踏まえて北沢の話が論じられるのですが、関連付けて考えるのと、北沢だけを抜き取って考えるのでは、当然認識の仕方が違ってくると思います。それは頭においてという見解でいいですね。

委員長

県でやったものに私は賛成だと、だから皆さん聞いてくださいというので出したのではありません。備中沢に対しての環境アセスをやったのですから、皆さん来てくださいということで通知を出しました。当然我々も知っておく必要があるという意味で、皆さんにお諮りして通知を出しますと言ったと思います。

委員

議事録に載っていないというのは、非公式ということになってしまうと思います。今後そういうことが出た時には、時間内にはっきりと意思表示を確認したうえで、私は町長の名前で出てくるものだと思っていたので。

委員長

町民に出すのを私の名前で出せと言った訳ではないですし、出していないと思います。ここの皆さんにだけです。

委員

今後の問題としては、議事録に載っていれば公式ですし、議事録に載っていないことは非公式になってしまいますから。非公式である文書が公式で出てくるといことになるとおかしいと思います。

委員長

これは公式とか非公式という問題ではないでしょう。

委員

検討委員会でそういうことを考えていった方がいいでしょうと言ったら、はいと言えばそれでいいんです。

委員長

そういう位置付けの問題ではないと思います。皆さんだって環境アセスの説明会をするというのですから聞いてもいいでしょう。聞きたくない人は行かなくてもいいのですから、公式だったら行く必要があると思います。絶対に行ってくださいと言った訳ではありません。

委員

聞く聞かないの問題ではなくて、文書化する場合は町長の名前で出すべきではないですか。これは北沢地区の検討委員会ですから。あっちは備中沢の発表会ですから。

事務局

議事録の最後に、まだ日程が決まらないということで、分かり次第委員さんにはご連絡をしたいと事務局では会議の中で終了前に言っています。

委員長

前回、第3回の会議録について訂正がある場合は、委員会が終了した後、事務局の方に連絡をいただきたいと思います。

処理方策の検討についてですが、この件については、前回杉浦委員の方から話しがありまして、今回質問の事項として提出をいただいたので、杉浦委員の方から説明をいただき、その後、野口委員の方から所見が資料として提出されておりますので、説明をお願いしたいと思います。

委員より説明

委員

急に資料をいただきまして、どう答えていいか頭の中で整理しているのですが、まず一番最初に言われた環境基準について、今現在ダイオキシン対策特別措置法が施行されていますので、何故、法整備になる前の古いものを使ってこういうことを言っているのか分からないのですが、実際ダイオキシン特別措置法については、平成12年の1月15日から施行になっております。最初の1、2、3については一切こういうことは書いてございません。ごみ焼却場の排水についても、特別措置法の中で廃棄物処分場に関する排水基準というものが明確に出ています。その値が10ピコグラムパーリッターという形の数値になっています。ですから12年の12月の時にやられた基準というのは逆に言えば廃棄物処分場に関わる排水基準というものを適用させて10ピコグラムという形で対応できるものだと思っています。考え方としては下に書いてあるように、河川の環境基準が1ピコに対して、排水基準はその10倍という形で定められていますので、その値で対応しています。

あとは2ページの平成12年のごみ質分析結果で、2の内容を分析すると溶出する原因となる物質が見当たらない。これは何かという話ですが、棄てる側の考えからいけば、トリクロロエチレンというのは液体か汚泥ですから、ドラム缶に詰めたものをその場でドラム缶ごと入れる訳はないです。穴を掘って転がして、土砂に浸出させてしまうというのが普通だと思います。そういった形で棄てられている可能性が高いと思っています。

後、トリクロロエチレンは比重が1.46から算出するとごく微量だというのは、どういうことを言っているのかよく分かりませんが、1桁違います。0.0002ですね。0.3割る1460ですね。

それから、赤字のところの鉛についてですが、詳細調査報告書の28ページの文章に書いてあると思いますが、地殻由来のことは書いてありますが、その次の文章を読んでいただきたいのですが「しかし上方からの浸透性の可能性もあるため、廃棄物の下の地盤が不透水性の岩盤であるかどうかの調査が必要だ」要するに下の岩盤形成に

よっては、クラックからその下1メートルまで汚染物質が入ったという可能性もありますので、一概に言えないのではないかと思います。それともう一つ、地殻由来ということがあるので、ブランク値として実際に分析をやっています。それが89ページに分析結果に載せているのですが、入り口付近の土壌（汚染されていない土壌です）結果表の3番目に10ミリグラムパーキログラム。含有量試験でカドミと鉛と砒素総水銀を分析しています。鉛について10ミリグラムパーキログラムという数値になっています。これについて溶質試験をやったところ、鉛は0.002ミリグラムパーリッターという数値になります。ですから、全てがこの値とは限りませんが、とりあえず汚染されていないと思われる所の物は、含有量が10、溶質が0.002というブランク値として取り扱っています。

地下水という考え方ですが、水道水として基準に当てはめる物なのか、環境基準に当てはめる物かというのは、安全率を見て通常低い方を設定するのが常識ではないかと思っています。

鉛についてですが、溶解、溶質するというのは、どの程度のものをもって解ける、解けないと杉浦委員の方で言っているのか分からないのですが？

委員

野口委員からいただいた鉛についての内容ですが、これについては非常に疑問を持っています。投棄された鉛は、どのような組成で存在しているのかということは非常に重要な問題で、酸化還元状態がどうのこうの言われてきたので、その点に対して疑問を持っていたのでこういうものを出した訳です。野口委員の方から、電気部品とかプラスチックとか焼却灰というのが棄てられているが、地中、あるいは焼却された場合は、こういう6品目がということですね。溶解度も左から右に解けにくくなっていますという説明をいただきました。実際に硫化水素が発生していると、どのくらい発生しているのかはどちらかというところ岩淵委員に聞きたい。ああいう場所で、硫化水素というのはどのくらい発生するものか、どれだけの鉛を硫化物にしていくのか、それについてお聞きしたい。塩化鉛、硫酸鉛の化合物がありますが、硫化水素が反応しまして硫化鉛になると思います。その結果、硫化鉛は割合が多いと言っていますが、しかし次の段階で、硫化鉛は酸化されるということは有り得ないと思っています。なぜかと言いますと、硫化鉛というのは鉛を取ります方鉛石の成分です。主成分です。それが天然にありまして、それが酸化されて、例えば溶けて硫酸鉛になるといったら、世の中に方鉛石はありません。とうの昔にもう消えている筈です。ですから硫化鉛は酸化されて硫酸鉛になるということは有り得ないと思います。その点がおかしいと私は思います。これが毒性を起こすと言っておられましたので、違うのではないかと、実際にお答えが返ってきていますが、毒性が出るか出ないかについては、非常に重要な問題です。以前石沢委員の方から、鉛の問題、水道管の問題がありました。それで私もいろいろ見たところ、鉛自体が、水道管の鉛が何かの場合でイオン化した場合なら、

硫酸鉛に成り得る訳です。それは鉛の表面に皮膜を作りまして、鉛をより溶けない状態にするという事から、長年溶けないでいるというのは常識的なことだと私は思っています。ですから、石沢委員が困っていた答えは、それになると思います。ですから鉛自体というのは、非常に挙動の激しい物ですので、鉛だけをとって危険だ危険だというのも、ちょっとおかしいのではないかと、私自身はそう考えています。

その後でどうして鉛は減るのかということでしたが、硫酸還元菌の活性は全然分からないので、岩淵先生にぜひご説明いただきたいと思います。ああいうところでどれくらいの硫酸還元菌があって、無害なものか有害なものか知りませんが、鉛をどれだけそういうことをするのか、今は植物を使ったり、微生物を使ったりして廃棄物を浄化させようと何とかミディケーションというのがありますね。そういうのも絡んでまして、そういう面でどうなんだろうと岩淵委員ちょっとで結構ですからお答えいただければ有難いです。

委員

各物質には溶解度がありますので、それを見た場合、先程言った鉛の代表的6種の化合物については、硫化鉛で0.086ミリグラムパー100ミリリッター、水酸化鉛については0.11ミリグラムパー100ミリリッター、炭酸鉛については0.25ミリグラムパー100ミリリッター、酸化鉛で1.7ミリグラムパーリッター、硫化鉛で2.8ミリグラムパー100ミリリッター、塩化鉛については672ミリグラムパー100ミリリッターという形で溶解するという事で認識している話です。

委員

溶解度積は専門の方に聞きまして、どういうふうになるのか調べてまいりました。確かに溶解度というか、要するに硫化鉛につきましても硫化水素、これについて溶解度積によってだいぶ変わってくると思います。ですから大体の物は、水があって解けている状態で硫化水素が入れば化合物は硫化鉛になるだろう。方鉛石の原料になるだろうということは安定化してしまう。それは酸化はされない筈なんです。熱をかければなります。熱をかければ酸化鉛とか、そういうふうにして鉛を取り出しているわけです。かなりの熱をかけなければそれはなりません。ましてや硫化鉛が酸化されて硫酸鉛になるということは、私は有り得ないと思います。もし文献があるなら見せていただきたい。ですので、一番問題になるのは、どれだけ危険であるのか危険でないのか、皆さんは難しいことを言われても分からないのではないかと思います。

委員長

今の硫化鉛片方は溶ける、片方は解けないという問題ですが、ちゃんとしておかないと話が進まないのではないのでしょうか。

委員

私が調べてみたのですが、硫化鉛というのは鉛の原料で原石として有る訳です。これが空気にさらされて、酸化されて硫酸鉛になってしまったとした場合には、方鉛石

というのは無くなっている訳です。硫化鉛は溶けないから一番安定した形で天然に存在しているのです。

委員

それは地殻の中で無酸素状態、要するに嫌気状態が保たれている場所で鉱脈ができるという考え方ですね。それが空気中にさらされた時、要するに酸素と水と接触するようになった時に酸化していくものだと思っています。

委員

溶解度積から計算しても、それは有り得ないと思います。

委員

先程言ったように、硫化物として安定としている硫化鉛でも0.86パーセントの水に溶けます。

委員

今問題にしているのは、北沢地区内の土壌の中で、よく酸化状態になったら困ると、有害物質が出てくるのではないかとってきている訳です。今は還元状態で安定化しているから、有害物質は出てこないのだと、文章を書いているから皆さんもそのように思っている訳です。それが酸化状態になった時には、有害物質は出るのではないかと、だから危険ではないかというふうに皆さんは理解していると思います。それが非常に一番大きな問題だと思います。しかも、鉛を一番初めにってきているのですから、そういう意味では、やはり危険であるか危険でないかというのは、周辺住民の方々にとっても、非常に興味のある話ではないかと思います。ですから北沢に限って、できるだけあの現状が本当に危険なのか危険ではないのかはっきりしていただかないと、実際にどうしたらいいかというのは、北沢の適正処理の方に行かないではないですか、何にもしなくてはまずいですが、10年20年はそのまま置いておいても、酸性になったから危険だという理由が全然分かりませんが、おかしくなるのではないかと皆さんがおっしゃいますが、現実にそんなことが起こるのかということをお聞きしたい。

委員

では、起こったらどうするのですかという話になります。

委員

私は起こらないと思います。

委員長

今までに、溶けて被害を受けたという事例はないのですか。

委員

鉛そのものに関しては、射撃場とか要するに今鉄砲で鉛関係で撃つなど、何故かと言うと鉄砲で撃つと死にます。それをオオタカ、鷲がそれを食べて体内に蓄積されて、入るのが大量ですから鉛中毒を起こしている。そういう面についての資料は有ると思

います。しかし、こういう状況において鉛中毒を起こした。例えばここにありますが、硫酸鉛が水道水の中に入っているわけです。しかも塩化鉛も入っています。でも水道水で流れていますから、有っても微量だと思います。でも皆さんの口に入っていると思います。

委員

環境基準と水道水基準の意味合いというのは、その辺が違うところだと思います。環境基準という形であれば、一般環境において生物濃縮の環境がそこにあるということです。要するに水産物の食物連鎖の中で、環境基準が適用されていて、それがだんだん濃縮されて人間の口に入る。そうした時には、かなりの量になってくる。ただ水道水の場合は、一日飲む量というのはたいしたことはないと思います。20リッターぐらいしか飲まないのではないですか。連鎖されて濃縮されて何百倍になった鉛の濃度を、食物として摂る方が問題となるのが、環境基準の意味合いではないのかと思っています。

委員

そのとおりですが、鉛そのものについて、今のは鉛直接でしたが、実際に鉛というのは安定状態で、ヨーロッパの方では屋根にも使うぐらいで、非常に安定した物として使っている訳です。ですから、そんなにこれが鉛がちょっとあったからとか、基板があるから将来それが流れてきて周辺の人達が鉛の中毒を起こすというのは、私は考えられないと思うのですが。

委員長

岩淵委員はどうですか、専門家として。

委員

基準としては、濃度にならざるを得ないのかと思います。食物連鎖というのは皆さん知っていることだと思いますが、高濃度というのは、そこに河川が流れている、水が流れている。薄くなってしまっただけで問題が無いように思えますが、誰しも問題が無ければそれに越したことは無い訳で、濃度でクリアしているから安全だと言い切ってしまうのはどうかという気がします。元がそこに有るのであれば、大丈夫だと言い切ってしまうしないで、何らかの処置を取った方が、皆が安心するのではないかと思います。

委員長

そうしますと結論を出す訳にはいかなですね。片方の方は可能性はあると、片方は大丈夫だと。

委員

北沢に棄てられている物が、ある処理をされて最終処分場に行く訳です。先程委員長がおっしゃった産廃コネクションの本から言うと、産廃は未処理のまま埋め立てしてしまうのが一番安く一番無害なのかもしれない。産廃をシュレッダーダストにしてし

まうと、遠目には固まった泥のように見えるが、有害物質の溶解速度は3桁も増える。産廃を燃やして灰にすると重量は10分の1以下になるが、燃やさなければできなかつた有害物質が発生してしまう。効率的な最終処分の為の減量化は、産廃を無害化するどころか有害化してしまうと言っています。だから逆に、杉浦委員の言い方で最初から害が無いというなら、それに越したことはないですが、仮に野口さんのおっしゃるようなことで、今の北沢に害があったにしても、最終処分場としてもっと大きくすると、こういう問題が出てきてもっと危険だという言い方です。そういうことがあるから冒頭に最終処分場のことも、ここで心配してもいいんだねと申し上げたのです。この方は終始一貫そうなのです。そのままそっと眠らせておけ、千葉は棄てられてひどい目にあっているから、下手に金をかけていろんなことすると、安全な最終処分などありえないという発想で、これからも産廃問題を考えなければ駄目だと結論付けています。

委員長

要するにかえっていじくってしまうと濃縮されて危険が増すということだと思いますが、それについて野口委員何かありますか。

委員

前回お話したと思いますが、むやみにキャッピングをしたり、あの環境をいじるといことは、中の雰囲気を変えることにつながるから、その辺は慎重に対応しなければなりませんねという話をしたと思います。だから中を掘った時に、酸化状態という言葉は出ますが、そうなった時に何が出てくるか分からないという話になってしまいますので、その辺は前処理の方法を考えるのには、その辺のことまで考えて今実施する必要があります。あそこは構造物としてちゃんと造ったところではないというも一つの危険の状態にあると思います。

委員

酸化状態とさっきから言っていますが、酸化状態になるということはどういうことをすると酸化状態に移行するのですか。今から引っ掻き回すような人はいませんよね。

委員

現在、投棄物の内部環境は、地上より約2から4メートルの深さで、水位の変動があり水位が下がる、冬期において内部が酸化状態になることが確認されていますので、水位の上下変動により空気の入出があり、酸化しているものと考えています。

委員

雨が降ってもそれは有り得ると思います。たまたま海老原委員にお聞きしようかなと言ったのは、構造上で流れているのが流れていないのか、要するにここで分断されるということを言っている訳で、ここで地下水と言われてますが、この地下水はどうなっているのですか。これは流れているとは思わないです。地下水とは言わないで掘ったら浸出水と言わざるを得ないと私は思います。

委員

投棄物区域に関係する集水区域より集まる雨水等は、投棄物により遮断されることにより、投棄物に隣接し、6つの池ができています。その水は投棄物内に浸透し下流に流れています。

委員

だとすれば10年間もこういう状態で、今までに水が出なかったことは無いですね。脇にオーバーフローすれば当然相当のダイオキシン、揮発有機物が相当検出されていはずなのに、何ら見当たらない。

委員

ですから、そういった確認事項をまだやってないと言いたいです。

委員

ということは、まだ危険だということまでは言えない訳ですね。

委員

危険か危険でないかは、調査が不十分です。

委員

オーバーフローした時というのは、流量が多い時だから、逆にどんどん薄まってしまふということも充分あります。濃度が低下して薄まって一見、安全になったような錯覚があります。例えば那須もそうです。あそこは蓄水が結構汚いですが、大雨が降ると簡単に流れてしまうと、なんとなくきれいになったような錯覚を起こします。あれは雨水で単に流れているだけです。

委員

でも、きれいになっているのですね。

委員

濃度でみると、そういうふうになってしまいますが、積分をかけると同じことです。

委員

先程言った両サイドの6カ所の溜まり水を、公共水域じゃないという考え方で物を捕らえているようですが、実際あそこは何も無ければ河川ですね。公共水域です。あそこに不法投棄されたことによって、公共水域が遮断されたという状況になっている訳です。あそこから1歩下に行けば公共水域です。両サイドの水が、大雨の時に土砂と一緒に流れます。それが下に堆積していく訳です。そうした時に環境基準の適用というのは、当たり前の話ではないかと思えます。ましてダイオキシンであれば150という低質の基準がありますので、それを適用するのが筋だと思えます。

委員

確かにそう言われればそう思います。今までオーバーフローしていたという現象があれば、下流側で相当いろいろな有害物質が検出されてもいい訳ではないですか。それが全然見当たらないというのは、どう説明すればいいのですか。

委員

ダイオキシンに関してですが、低質については調査は実施していませんね。

委員長

この問題はいつまでやっても切がありませんね。他の委員さんで何か聞きたいことがありましたら。

委員

私の知る範囲では、金銀銅を産出する場合には鉛が必要ということで、地下の中には鉛分がありまして、鉛を活用しないと金も銀も銅も鉛も採れないのです。なぜかという、ホウ質鉛があります。うどんを茹でる温度で解ける鉛もあります。しかし水で溶けるといのは考えられないのです。一つ考えられることは、鉛を溶かす時に出てくる排出物、一番上のくずです。粘着力は何もありません。手で触ってもぱらぱら落ちます。そういう鉛でしたらごみ的な問題ですから、水に溶けるかと思えます。皆さん自動車を持っていますから、バッテリーを見てみますと分かると思えます。陰極と陽極という爪があって、陽極にはカス鉛が使われます。短くは絶対にできない訳です。陰極は普通の鉛を使う。鉛が絶対に溶けないということは信念を持っています。ですから熱には弱いですが水には強いと思えますがどうでしょうか。

委員

鉛についても電極の鉛管がありますね。アースをして電気が通った場合には、ほんの部分的にイオンになる可能性は充分にあると思えます。精粗イオンとか硫酸イオンがありますので、硫酸鉛とか塩化鉛になることはあります。ただ、電気分解しなければ鉛は溶けないです。

委員

鉛が溶けないというのはどういうことですか。

委員

意味が分かりません。

副委員長

今まで延々と2時間近くも話していますが、ダイオキシンと鉛で今日は話が終わってしまうと思えます。その他に水銀であるとか重金属もあるはずだと思えます。例えば医療廃棄物ですと、相当危険なものも入っていると思えます。例えば水銀であるとか。

委員長

そういう点も問題にしてもいいと思うのですが、いつまで経っても終わらないと思えます。

委員

あそこは意識して盛土した訳ではなくて、たまたまそうなったという状態ですから、構造はちょっと、と思うところはあります。水封構造という水で栓をするもので、一

般にはトラップと言って洗面台の下の湾曲した所で、水を流した時に水でふさいで臭気が来ないというものです。あそこは結果的にそういう構造になっていて、私の意見は、あそこは地下水ではなくて、自然の河川があったところを止めたのだから、地下水はその下を流れている。盛土がトラップの役割をしているとすると、水が浸出したというのは正しい表現ではないと思います。よく分かりませんが、あそこの草の状態を見るとオーバーフローをしたような形跡が見えない。度々オーバーフローしているような状態ではないと思います。

委員長

ここで休憩をします。3時10分に再開したいと思います。

(20分間休憩)

委員長

再開します。皆さんいろいろ勉強されていまして杉浦委員ご苦労様でした。この問題ですが、なかなか結論を出せないと思います。ここで他の委員さんの意見を出してもらいたいと思います。お二人の話だと杉浦委員は放置しておいても、そのまま置いておいても安全だと、放置しておいた方がいいという意見。野口委員は毒性が出る可能性がある。だから撤去した方がいいという考えだと思います。

委員

本当にこれから毒性の強いものが出てくるという可能性があるようには、難しいことは分からないのですが、鉛については杉浦委員さんが言ったとおりであって間違っていないと思うし、立場上考えれば野口委員さんの方はそういう答弁をせざるを得ないのではないかと思います。結論を言ってしまうと寝ている子は起こさない方がいいのではないかという考えです。

委員

先程の還元状態になっているというところで、硫化水素が出ていたりアンモニア性窒素は腐って酸素を奪っているという考え方よりも、先程おっしゃったように水で封をされている、酸素が供給されていない状態が非常に長いというのは、そうなんだと思います。酸化還元電位のデータを見せてもらいましたが、固有の期間にプラスになっているのが急に出てくるというのは、その時期は短いですが必ずしも還元状態ではないという証拠だと思います。必ずしも還元状態で推移しているとは言えないデータだと思います。硫化水素が出てくるということは、還元状態が支配的ではありますが、硫化水素はメタンとか出てくる場所には必ず出てくる、非常に毒性が強い物質です。そういうことも鉛だけではなくてガス云々、そういうことも少し考えなくてはならないと思います。

委員

今までの県のデータの数字を見て説明を聞くと、極端なことが無ければと思います
が、今はたまたまそういう状態になっているので、将来トラップがずっと押さえ込
んでいるというのは今のままでは心配ですが、トラップを考えて造っておいて押さえ込
むというのは一つの方法だと思います。

委員

私の考えは、最終的なことで万が一出た場合の考えですが、今の状態で処分場で完
全に処理をして県に責任を持ってもらうか、責任問題を考えますとどっちをとったら
いいかという考えになると思います。私は最終的に県で責任を持ってもらえるのなら
ば、処分してもらった方がいいのではないかとこの考えです。例えば構わないで置いて、
万が一でた場合誰が責任を取るのかというのが、一番困るのではないかと思います。

委員

杉浦委員の詳細に亘っての分析には敬意を表します。本当に科学の勉強になりました
。しかし今までの経緯からすると、鉛とかダイオキシンだけでなく、その他のいろい
ろな科学物質が中に入っていると思います。有害物質がかなり入っていると考えてい
ますし、山林所有者の代表としてきている関係もありまして、近隣の山林所有者とも
話し合いました。今までは山菜の採れた非常に平和な山里だったんですが、不法投棄
物が棄てられてからは、あの近辺の山を買う人もいないし話もない。これからの山林
経営も期待できないという状態で、今回の検討委員会が撤去に向かって進んでもら
うことを期待するという、山林所有者からの話もありますので、私は今まで勉強してき
たことを踏まえると、もっと検討する余地はあると思いますが、撤去の方針で進んで
いきたいと考えております。

委員

この前も途中でこういう意見を要求されて中間報告的な答弁をしましたが、心配と
いう意味では、笹沼委員がおっしゃるように心配はあります。どっちの方法にしても
あると思います。ただ心配の量というのは、北沢はなんだか分からない物が棄てられ
ている訳ですから。でも一番困るのはそれを撤去してくれというのは、産廃処分場を
造るというのがくっついてくる訳です。そうするとこっちの方がもっと心配だとい
うのが最近世間では常識です。ただ関係者は安全だと言いますが。産廃処分場といえ
ばいろんな問題が付いてきて、責任というのは笹沼委員からお話がありましたが、責
任といっても例えば水俣の時みたいに何百人も死者がでたり、ものすごい病人が出
たりという時に責任をとってもらっても、死んでしまった人は戻らないのだし、そ
ういうことまで踏まえると、あえて北沢よりも10倍も大きい処分場を備中沢に造ら
なければ撤去しないと県が言っているのを考え合わせれば、県は危険な状態にな
れば代執行するというのですから、今回は杉浦委員がおっしゃったように、静かに
眠ってもらって最低限でも最終処分場は造らないというのが、益子委員もおし
ゃった馬頭の

自然を守るという意味でも、産廃処分場ができれば10数倍の山が消されてしまうわけですから。私は本心は撤去してもらいたいです。産廃処分場と交換でなければ撤去しないと県は言うのですから、だとすると静かに眠ってもらうことを祈るしかないと思います。

委員

私も井面委員と同じ考えです。県に要請している訳ですから、どうしようもないことであって、県はこれに応じて動いているわけですから、そのことはどうしようもない。いくら議論したところで県はそれに向かっていく訳ですから、ここでいくら反対だ、大丈夫だと言いましても、県としての方針は決まっている訳ですから、ここで町民が一体となって、はっきりとした道筋を立てていただきたいと思います。というのは、そういう方に持って行くか、持って行かないかということですが、やはりいろんな考え方をしますと、私の意見としましては、なるべくなら造っていただきたくない。不法投棄物をどうするかという問題ですけども、今のところそれ程の危険性は無いのでしたら、そっとして置いていただいて、危険性が出れば県の方の対応も変わってくると思いますので、今の段階ではそういうふうな見解でいいと思います。

委員

現代の科学というのは非常に進歩していますから、細かいデータが出てくる。我々も、これは大丈夫なのか、駄目なのかということで行きますと、先程杉浦委員が言ったとおり、方策としては静かに眠ってもらうしかないと思います。私は封じ込めてしまえば自然は戻ってくると思います。

委員

私個人の意見ですが、シート等を被せて眠らせてしまうという考えです。

委員

前回の9月24日の会議の時に、適正処理について大字の代表ということで地元に戻りまして自治会長に意見を伺ったのですが、危険だという話で心配していたのですが、今の話を聞きますと、危険度合と言うのは現段階ではそんなにあるというふうには考えられないというか、そういう印象を受けました。このことをまた地元に戻りまして、意見を集約してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員

今いただいた資料の2枚目の資料3は、どこから出た資料なのでしょう。栃木県産業廃棄物最終処分場設置計画の概要という資料です。

委員長

これは星委員の方から配ってくださいということでお配りしました。

委員

これは県の正式なものですか。

委員

これは、確か平成12年の8月に汚染調査の説明会がありました。その時に県が提出してきた資料だったと思います。

委員

私の意見ですが、今の話を聞いていてやはり皆さんと同じような考えで、眠らせておくのがいいのではないかと考えました。というのはこの資料を見ますと、備中沢に造った話に行っちゃって逸れるかもしれませんが、埋め立て期間が10年間で、埋め立て後の管理は10年しかやらないと書いてあります。最終埋め立てしてから10年しか管理しないということは、後は放って置くということだと思います。ということは先程も出ましたけれども、濃縮されたものをそこに埋めておいて10年経ったら管理しませんというのは、北沢は最終処分場のものよりは安全と思われるわけですね。それが10何年経っている訳ですから、そう考えるとやはり眠らせて置くというのが一番良いのかと思います。今回いただいた資料の適正処理方策フロー図で、どのように処理するか、技術面とか財政面とか安全性ということでフロー図の中にありますが、眠らせるための技術面については、先程海老原委員がおっしゃられたように、対応することはできると思います。さらに財政面でもおそらく、想像ですが何億とかそういう費用は掛からないのではないかと思います。そういう意味では、安全性を見ても県で言っている処分場を造って、北沢の物を処理をして10年間しか面倒を見ませんよと言っているのを考えれば、はるかに安全ではないかと思います。

委員長

県では10年間しか面倒をみないと言っているのですか。

事務局

10年と書いてありますが、県の方に聞きますと一応10年ということで、その後当然水質を検査しますので、安定がされるまでということで、10年でもされない場合にはしていくという話でございます。

委員

安定の根拠というのは何ですか。

事務局

閉鎖基準があるそうです。

委員長

何だか、よく分かりません。

事務局

閉鎖基準を満たした場合ということで例えば10年経っても

委員長

処分場は安全だということでしょう。危険だったら問題ではないですか。

事務局

補足説明します。処分場はある程度の有害物質を含んだものを処分しますから、一

部水に流れていったり、土に吸着されたりして安定化とか、有機物といって腐るものは分解されて無害化されて安心な物になる訳です。危険な浸出水は水処理しますので、段々濃度の低いものになるという事ですが、ここでは10年と書いてありますが、前回言ったアセスの中でも説明があったと思いますが、目安は10年で安定化するだろうと。閉鎖基準といまして、これは閉鎖してもいいだろうという基準が国にあります。その基準を満たせば、その後水処理はしなくても有害なものは出てこないだろうとする基準です。もちろん閉鎖の段階で処理基準を満たさなければ、極端なことを言えば永遠にでも安定化するまで水処理をするというのが、ここでいう考え方です。

委員

今の基準について、どうなっているのか説明してください。

事務局

閉鎖の基準はありますので、後でお配りしたいと思います。今すぐはこちらに手持ちの資料が無いので説明はできませんので、次回までに出したいと思います。

委員

北沢の不法投棄物というのは、元々は自社処分場と考えられているということが、今月の15日に県が説明会において説明しています。自社処分場というのは3,000㎡までならば許可が要らなかったということがあって、不法投棄者が捕まったというのは他社の産廃を埋め立てていたという証拠が挙がって、これは12,000立方ですけれども、営業許可違反で捕まって刑事罰を受けている。このことは北沢は自社処分場に他社のごみを3,000㎡を超えて6,700㎡ですけれども、棄てたということであって公的な見解として北沢は処分場だといえるのではないかと、北沢を処分場だという前提で考えた場合、埋め立てが終了した処分場はどう扱われるのか、又汚染が出た場合にどう扱われるのかについて考える必要があると思いますので、いまからそのあたりを言います。まず、埋め立てを完了した処分場はどう扱われるのか、さっきお配りした資料の2ページ目、さっき石田委員も話しましたが、10年で大体廃棄するという余剰がある訳ですが、廃棄するということは、埋め立て終了後の維持管理の後に来るもので、10年経てば何もしないということです。これは、より毒性の高い管理型の処分場の話なんですけど、処分場は埋めて完了後ある期間の維持管理の後閉鎖され、何もしない放置された状態になります。馬頭に計画されている管理型処分場の場合10年が目安になっています。県の説明によれば10年経てば安定するからだと言っています。ちなみに北沢は既に13年経っています。その上、北沢の場合は、モニタリング調査がちょうど処分場が閉鎖する時の調査と同様な調査になっています。処分場から出る浸出水の影響を受ける地下水が、2年間だったか一定期間、基準をクリアしていれば閉鎖していいということだったと思いますが、正確ではありませんが、北沢は完全にそういう閉鎖基準をクリアしている状態だと思います。完全に閉鎖していいという処分場と考えた場合には、行政の適正処理という意味では何もし

ないということは、充分適正処理と考えられると思います。

次に汚染が出ているという点ですが、通常閉鎖した処分場をほじくり返して汚染調査をするなどということはしません。梶山弁護士の本にたまたま載っていた、一枚目の新聞記事ですが、ここにおもしろい例があって、平成8年の読売新聞の報道です。安定型処分場というのは、素掘りの穴に安定5品目と言われる産廃を埋め立てる処分場です。通常汚水処理はしません。ちょうど北沢のようなもので、ここに出ているのは北沢より汚染度合いが高く、規模が大きい。汚染の原因は不法投棄もその一つと見られると書いてあります。注意してほしいのは、どこを調べて出た汚染かということです。新聞記事の線を引いたところに、汚水が集まる場内水溜りの水質と書かれています。北沢の汚染調査に当てはめると溜まり水の水質のところになると思います。北沢の場合、これは全然基準値を超えていません。だから、こっちの新聞に出ているほうが、遥かに汚染が大きいということが分かると思います。この新聞に出ていることを直接梶山弁護士に電話をかけて聞きました。その後、こうした汚染が出た処分場はどうなったのか。全国で600箇所、汚染されたまま何の対処もされず放置されているということです。行政の適正処理という点では、ちょっと逆じゃないかというような気がします。事実としてはほったらかしにして何もしないということで、結論として馬頭町の場合も、これは充分行政の適正処理と言えるということ、申し上げることができると思います。

委員

先程、井面委員の方で管理型の処分場と対になっている話なので、という発言がありました。管理型最終処分場がどんなものかということ、まだ見にも行ってないし。この場で、一回も皆さんで話をしていないです。その段階で、ただ単に毒物の量が容量から判断して、管理型のほうが多いと言うのは当たり前の話です。ただ単にあそこに放棄された毒物の量と、管理型処分場に入れた毒物の量だけをもって危険性を判断するのは危険だと思います。片方は管理されている。不法投棄といわれる由縁は、法律に違反しているという意味合いもあるでしょうが、先程から出ていますように中に何が入っているか分からないというのがあります。これを見て私は基盤なんかは危険なのではないかと、基盤というのはパソコンとかテレビの基盤ではないかと思いますが、きれいに掘って見ないと何が入っているのかが分からないと、ここには何が入っていて、何が出ているから危険だ、というのが分かっていたらいいのですが、確認された訳ではないです。全部調べた訳ではないですから。何箇所しかやってないですから、早計に出ていないからといって大丈夫じゃないかと言うのは、先程笹沼委員の話もありましたが、何かあった時に誰が責任を取るのか、という時に私自身もどうなんだと率直に思います。私の考えは、最終処分場がどんなものかを見てきた後、あれは危険だという前提で話してしまうと、今みたいな話になってしまいますが、本当にそうなのか、どの程度どうなのかというのをしっかり議論して、皆さんで見た後

じゃないと、どちらかという話をされても困ると思います。不法投棄されてあそこにあるので、何が入っているか分からないということと、仮に封じ込めというのはどうやるのか分かりませんが、撤去という形が常識的ではないですか。もしあのままでいいんだということになると、あの程度の事だったらたいしたことは無いということになると、極端に言えば、どんどん不法投棄されてもいいのではないかという話になってしまうのではないかと思います。

委員長

皆さん処分場というのはどういうものがあるかお分かりだと思いますが、安定型処分場、管理型、遮蔽型。馬頭に県で造ろうとしているのは、管理型です。これは中間処理で分別をして、毒性の強いのは密閉型に持っていく訳です。今、管理型に埋められるのは28品目ですか。THE処分場というのを読みましたがあの頃で24品目は管理型に埋めて、毒性の強いのは遮蔽型に埋めるということが書いてありました。

委員

管理型処分場に埋められるのは、溶出試験において基準がありまして、それ以下の物でないと埋められないです。

委員長

毒性の強いものは埋められない。遮蔽型に持って行くということですね。今度処分場を見ますからそういう点も勉強してきましょう。

委員

今まで話を聞いていて、我々は確かに数字的にいくいくと言われてもピンとこないところがありますが、相対的に今のままで置いておいても、差し当たりそのことによって特別の被害を被るものは今のところは無い、だけれども先程の試験的に出した数字であっても、あくまでもスポットスポットをやった数字であって、そこに何が含まれているかも分からない。全部は掘り返して調べてみなければ分からない。そういうことから考えていくと、将来的に出る可能性もあるということを考えると、確かに今まで出ていないのだからそのままにして放っておいてもいいだろうというのも、分からなくも無いですが、もし将来的に何らかの作用で出たというときに、誰がそのことをやるのか、県がやるのか、町がやるのか、地元の人がやるのか、所有者がやるのか、はっきりしないと思います。確かにやった人とか排出業者とか、そういった責任というものが出てくると思います。そういう人に対しての時効というものもあると思います。はたしてそういった人にできるのか、土地所有者といっても、登記簿上に記載されている人が所有者ではない、ということもあると思うので、本当にその人に請求できるのか。では町がやるのか、県がやるのか。そういうことがうやむやになっていってしまうのではないかという心配があるし、出たか、出ないかを監視するのを誰がいつまでやるのかということです。県だって、はたしてこのままずっと将来にわたって監視をしますとか、町が監視をしますとか、そういうことをやっていけるのか

ということも出てくると思います。今は県がやっていますが、そういうことが不確定なものを考えていった時に、撤去したほうが将来に問題を残さないのではないかと、自分では考えています。

副委員長

静かに眠っていてももらうという表現をなさっているようですが、はたして静かに眠っていただけるのだろうか、世の中何が起こるかわかりませんから、そういうことを考えますと、とにかく危ないものが埋まっているならば、それを撤去するのが一番いい事ではないかと思えます。先程のお話にもありましたが、管理型のふるいがある訳です。毒物をふるうわけですから、管理型をどうこうと言う訳ではないですが、篩いにかけて撤去するのが一番いいのではないかと思えます。

委員長

皆さんの意見をひと通りお聞きしましたが、皆さん一生懸命心配してどうしようかというのを発表されたと思います。これは、結論を出す訳にはいかないですね。

委員

先程、責任の話が出ていましたが、責任を誰が取るかというのを心配しているのだと思いますが、検討委員会は答申するだけですから、問題があったからといっても、このメンバーが必ずしも責任を負うという問題ではないですね。

委員長

違います。あくまでも答申したからといって、当局の方でどう判断してどうして行くのか、尊重してもらわなければなりません、責任問題はありません。そこまで責任を取らされたら話もできません。

委員

先程、万が一出たらという話がありましたが、この前県で来たときに、万が一出た場合には県で予算を持っていて、対応できますという答弁をされてましたね。ですからそれに関しても、封じ込めの話も出ていましたが、万が一出たら県は処理しますと言っているのですから、その心配もある意味無いのではないかと、今までの皆さんの話を聞いていて私はそう思いました。

委員

今の石田委員の話ですが、県が言っているやりますというのは、住民に対して非常に危険度が高いと、このままでは周辺住民に対して深刻な影響を与える、という時に初めて動くのだらうと思えます。じわじわなっていた時がどうなのか、という感じがします。

副委員長

何年前になりますか、那須の大洪水の後、現場に出てきたいろんな廃棄物、注射の針とかいろんな物が出てきたのが頭の隅をよぎります。ですから何が起きるか分からないと思います。

事務局

星委員の中で出てきた自社処分場の関係で、どうかという部分があったのでお話ししたいと思います。北沢の状態が処分場であると、自社処分場として犯罪があったという話がありました。その事実は間違いありませんが、だからこそあそこは閉鎖された処分場と同じ状態で、閉鎖の基準を適用できるというご発言でしたが、あくまで自社処分場と言われているものは安定型として、星委員が配った資料の中に安定型処分場はどのようなものか書いてありますが、環境に影響がないと思われる物質、安定5品目と言われているが、その5品目を埋めるからこそ自社処分場でも良い、という形の部分が当時あった筈ですが、その辺は野口委員の方が分かると思いますが。

委員

安定5品目というのは、一応溶出しないということです。溶出がどういうことかよく分からない方もいると思いますが、100グラムの廃棄物を入れて水を1リッター入れます。それを6時間振透器に入れて振透させます。その水を遠心分離機にかけてる過した水を分析試料として分析します。その中に有害物質が含まれているか、含まれていないか、それが基準以下であれば安定5品目という考え方になる訳です。

委員長

だからここに出ているのは、棄てる人が5品目以外のものを棄ててしまったということでしょう。

委員

ベンゼンとかジクロロとかVOC関係が出ていますので、安定型処分場に不法投棄されたものだと思います。

委員

北沢に非常に似た状態ということが言える訳ですね。出ている物もそうですが。

委員

近いことは近いです。

委員

その規模もでかいもので、測ったところが汚水の場内溜まり水が水質で出ているということだから、北沢よりは遥かに汚染がひどい状態だということとは言えると思います。それが全国で600箇所、何もせずに放置されているというのが現状だと思います。

委員長

先程、杉浦委員と野口委員が議論されましたが、お二人から再度文書で出しいただいて、皆さんに配るという形が取れれば良いと思いますがどうでしょうか。

委員

これ以上はやってもしようがないです。

委員

このくらいではないでしょうか。

委員長

そうですか、分かりました。今日は結論を出す訳にはいきませんね。最後のまとめの時にどういう答申になっていくか、列記という形になるかもしれませんが。

それでは次に移ります。

適正処理方策の定義について

委員長

前回は検討していただいたところですが、定義についてもう一度確認したいと思います。

事務局

適正処理方策の定義につきましては、委員長からありましたように前回検討いただいたところであります。町の対策会議で検討した定義ということでございますので、検討委員会として定義を決めていただきまして、今後適正処理方策の検討を進めていただければと考えております。

お手元の資料 2 の適正処理方策の検討フロー図につきましては、前にお渡ししたフロー図に適正処理方策の定義を加えたものでございます。このような形でふるいにかけてながら検討してはどうかということでございます。これらについてもご検討いただければと思います。

委員

今手元の資料とおっしゃったのはどれのことですか。

事務局

資料 2 です。

委員長

このままで良いのか、直していくところがあるのか、検討してください。前回の資料で1番目が行政の立場で選択可能であること。2番目は必要な限度の原状回復が図られること。3番目が住民の不安を解消できること。この3つだったと思います。前回の資料をコピーしていますので少々お待ちください。

委員

今、閉会中の不規則発言ということでもいいですか、正式ではなくて、これやるときも心配になるのは、冒頭に言ったあれです。私にだって大金委員さんがおっしゃったみたいに、きれいに処置してもらうのがいいのは分かりきっていますが、きれいに処置するには片方へ付録がついてくるでしょう、付録の方が大きいのです。それが絡んでしまうから、この会議が進みにくくなってしまっているのではないかと思います。その辺のところ、石沢委員が冒頭におっしゃったように、産廃処分場を造ってくれという要請を町が取り下げてくれているのなら、安心して議論ができて、これは処理して

もらいましょうと堂々と言えるのですが、それと引き換えに、私にすればもっと心配な物なんです。だからそうになってしまうと、たぶん皆さんもそうなんだと思いますが、一体にしないで考えろといっても一体になってしまいます。

委員長

向こうへ造ってくださいと町長が言ったのを取り下げろということ。

委員

それが無くて、北沢のことだけ検討しようというなら。

委員長

それが正常な形だと思いますが、取り下げろといっても、議会は承認しているということですから、これからいろいろ手続きをして、また議会で取り下げる必要が無いとなれば、町長もそれに従わざるを得ないと思います。これを取り上げていったら、とても1月や2月で検討委員会終了できないし答申できないと思います。

委員

現実問題としてこれを考える場合に、例えば大金委員さんがおっしゃった意見と、私も大賛成なんです、なんとなく心配だから、きれいに撤去してもらうのは。撤去してもらおうという、交換条件として最終処分場を造らせろというのが付いてきてしまう。だから素直にここで議論できないというのが非常に困ります。だから付帯事項を付けないと意見が言えない。

委員長

どうですか皆さん、井面委員の意見に対して何かご意見がございましたら。

委員

私だって処分場は無い方がいいです。内に無ければどこに県が持って行ってくれるのですか。引き受ける所があればそのほうがいいです。そんなことを言ってどこにも処分場が造れなかったらどうするのですか。誰だって嫌です。私だって嫌です。無い方がいいです。私たちは今から6年前に、県に造らないでくださいと陳情に行ったのですから。だけれども、今の状態では万が一それが出た場合、農家の人は早く何とかしないと困ってしまう、出たら馬頭の農産物は売れなくなってしまう。どうしてくれるんだ。あんたら反対するのは結構だが、最終的な処分を誰がしてくれるんだ。自分らの所に来たのはどうしようもない。これは自分らでやるしかしょうがないのではないか。県でやってもらうのは結構だけれども県外のものではなく、なるべく県内のもの、例えば4町のものだけでもいいから造ってもらって、それ以外のものは持ってこないでください、というような条件を出さなければどこへ行ってもきちんとした答えが出ない。どこへ持っていくんですか。どこだって嫌でしょう。皆さんだって嫌なんでしょう。どこへ持っていくんですか。

委員長

町長の諮問機関として、町長が我々を委員にして答申をしているのですから、尊重

してもらおうという形で答申を出しましょう。

委員

処分場の要請を取り下げてもらおうのが一番だと思います。今の笹沼委員の意見に対しては、こういう話し合いは反対運動している時によく出てきます。どこかに処分場が必要だという前提で考えた場合には、確かにそうなります。ところが処分場が危険施設で、その近くに住む人達が健康被害を受けて、場合によっては癌になって死んでしまう。そういう危険な施設な訳です。それを必要だといって受け入れさせるということは、合法的な殺人ではないのかと、そういうことまでぼくらの中では意見が出ます。

委員

それではどこへ持っていくのですか。

委員

別のやり方をすべきだと思います。

委員

そんなことを言ったら原発だって同じです。星委員の言うことが分からない訳ではないです。私だって何故反対に行ったのですか。私だって分かっていたからです。

委員長

その辺にして、次に進みたいと思います。

定義はもう何回か話したことなので、これに付け加えるとか、これはまずいという場合は、書いていただいて次回に提出してください。

不法投棄物処理の法的根拠及び実効性について

(事務局より説明)

委員

2ページ目の、撤去する場合における不法投棄地内の土地所有者の同意というのがありますが、前にも私が質問したと思うのですが、土地所有者の同意を得ているか、いないか分かりませんが、それが無いのに、ここで撤去するとかしないとか話をしても、本当に所有者が同意するのかどうか、例えば、うまく行って町の予算で撤去しましょうとなったとしても、そんなことはやらなくてもいいと、もし土地の所有者がそうしたら何の意味も無いわけです。一番最初に土地の所有者に対して、こちらで決めたことに対しては従ってもらおうとか、そういう同意をまず得ておかないと、ここで決めたことが、土地所有者が個人か複数か知りませんが、その人の反対によってなし崩しになってしまうと、そういうことは充分考えられるのではないですか。

事務局

土地所有者の同意が必要であるということになっておりますので、撤去をする場合には、当然同意をもらえるように努力をしていく必要があると思います。

委員

私の言っているのは逆です。例えば撤去すると決まったら、いいですかと所有者にお伺いを立てるのではなくて、まずこちらから所有者に、決まったことに対しては必ず従ってください、というぐらいのことを言わないと、ここで決めたことが所有者個人1人か何人か分かりませんが、その人の意見で崩されるということになってしまいますよね。もちろん基本的に跡地利用の制限ということで契約というのがありますから、一般的には処理されれば土地の価値というのは上がるでしょうから、きれいに処分してあげますよといえ、やってくださいと大体言うとは思いますが、例えば今出ているように封じ込めましょうという案が出たときには、そんなものは受け入れられませんと、トラップなんかの工事も絶対やらないでくださいという事だって充分考えられますね。ですから、やっぱりこれは土地の所有者に、こちらでこういうことをやっているから、決まったことには従ってくださいという契約かなんかを取っておかないと後で話がまったくくつがえされてしまいますね。順番が違うのではないかなと、ここが一番重要になってくるのではないですか。

委員

言っていることは趣旨は同じですが、確認ですが解釈は参考資料というのは、庁内でそういう道筋を検討した、ここに書いてあるのは県がやるのか、というのが一つあって、県がやらない場合は町でできる可能性があると言っているので、可能性を選択した文章ではないかと、確認したいのは可能性を検討したのか、責任は町にはないんだと知っているなら自治法上は、責任は無いが可能性はあると言っていると思います。県は駄目だと、町がやるなら今言ったことをしないとできませんが、可能性を検討したのか、町がやろうと意思決定したのではなくてこういう法律での可能性があるんですよと言ったのだと思います。

事務局

適正処理方策のあらゆる可能性、例えばここで言いますと誰ができるかという可能性を検討したところです。

委員

方法論を検討したということですね。

委員

そうしますと町ということですが、例えば県でやる場合は土地の所有者の同意というのは必要ないのですか。

事務局

同じです。

委員

そうすると、やはりこれは一番最初にやっておく必要がある作業ではないかという気がします。この会と平行して動いてもいいと思いますが、これをやっておかないと

まずいのではないかと私は思います。

委員

関連の質問ですが、モニタリングしたり、見学したいということで中に入っていますね我々、どういうふうな状態でモニタリングができているのか、一般的に不法投棄物があるから事情は違いますが、他人の土地の中に勝手にモニタリングだといって、いくら県といえども入れる訳はないと私は思います。それができているということは、何かあるのかどうか、その根拠です。

事務局

今、北沢は当然モニタリングをやっていますので、電柱なども電線を引いてありますから、県の方で所有者の許可はもらっております。話については。

委員長

所有者は何人ぐらいいるのですか。

事務局

二人です。

委員長

町内の人ですか、町外の人ですか。

事務局

どちらも町外です。

委員長

その人達は処理してもいいとっているのですか。

事務局

そこまでは分かりませんが、今のモニタリングの電柱が立っているのは、県の方で許可をもらっています。

委員

どうするんですかこれは、重要だと思います。

委員

これは一番最初の県の説明で、ごみといっても所有者はいる訳です。ごみを所有している人と、土地を所有している人が同じなのかどうか。県で措置命令を出していないという説明を受けていました、最初に。代執行はできませんという話でやってきた段階で、今ここにおいて、片方のページでは、町は産業廃棄物に関しては処理できる権限を有しないので代執行はできない。こちらのページでは検討委員会でそういう話が出たと、ごみの所有者もいる訳でしょう。

事務局

当時の所有者が棄てたものです。現在は所有者が変わっているということです。

委員

土地も何人かいる訳ですね。参考資料の方では、行政代執行の段階では町は産業廃

棄物に対しては強制できる権限を有しないので代執行はできないと書いてありますね。それなのにこちらでは自由に行えるというのは代執行の可能性はどういう形になるのですか。

事務局

町では代執行はできないというのを前にお話したと思いますが、ここに法的な面から見て自治法から町で処理することも可能ということですか。

委員長

それは代執行とは言わないのですか。

事務局

代執行とは言わないです。

委員

代執行とは言わないんだ、町の場合は。

事務局

参考資料で別にお配りした代執行と事務管理というものをご覧頂ながらお願いします。撤去することが一般的には代執行だ、という認識がお有りの方もいらっしゃると思いますが、撤去するには、資料の3にあるようにいろいろな方法がある訳です。代執行による法的な撤去もありますし、事務管理という法律に基づくものもありますし、地方自治法上でやる、行政が公共の事業を達成するためということでもやる事業もある訳です。一般的に公共事業といわれているものです。片付けることが代執行ではなくて、先程の一枚の資料にありますように、アンダーラインがありますが、代執行をできるのは、事務の履行を強制できる権限を有する、国または地方公共団体であるということ、事務の履行を強制できるというのはどういうことかということ、法律上撤去しなさいと、先程石沢委員が措置命令とおっしゃいましたが、強制的な命令を出せる権限を有しているところがやるのが代執行、ところがこの下に矢印で書いてあるように、町は強制権限が無いですから、町がやろうとするのは代執行ではないです。ただし、撤去するのは公共事業等でやることは可能だといっているのが、先程の資料の3にある話で、例えば町でも県でも行政がやれば代執行だというイメージがありますが、例えば話はズレますが広域でやっているごみを不法投棄されてしまったと、それを片付けるのは町に責任がありますから、町が代執行できます。同じことでも産業廃棄物は町に権限が無いので代執行はできない。ただし、事業的には公共事業等で予算を取ってやればできるという話は県でも同じです。県では代執行という権限に基づくものは今はできないと言っています。ただし、公共事業的な県も処分場が必要だというのがあるということは、処分場を造った上であれを撤去しますということは公共事業として、全体から見れば当然県の利益となるので、それでやるのであればあそこ撤去ができますというのが県の理論です。行政がやれば全部代執行なんだという考え方ではなく、撤去にはいろんな方法がありますと、それを今回法的なものとして検

証しましたというのが資料 3で、当時の町の対策会議で検討した結果であると、行政がやるのがイコール代執行ではないとご理解ください。

委員

実は栃木県内で希望しているところがあります。名前はいえませんが産業廃棄物をぜひ受け入れたいという所があります。加入市町村が調査検討中です。ですから名前を出しません。加入市町村が結構ですといえばそこはできるのです。経済効果を求めているという町があるのですから、私の知っている範囲の中では、町が公共事業としてできるというのは、代執行で何億とか何十億とかが本当かという話を聞きましたが、もし町がやるとすれば国とか県では補助助成対策はどうなっていますか。

事務局

その辺の検討結果は次回に、フローチャートの右側に、今度はどのようにできるかというのがあったと思いますが、そこに財政的なものとか技術的なものがありますので、そこで検討したいと考えております。

委員

1 ページのところに、現実的に見た場合の撤去の可能性のところの4番でアとイで、生活環境保全上差し迫った支障が無いという、具体的な何かがあるのですか。それともあくまで抽象的な言葉なのですか。

事務局

私が聞いている範囲内ですが、具体的にどうこうというものは無い、あくまでも生活環境差し迫った障害があると、県が認識した場合にはやることのできるというのは、参考資料の2ページ19条の8に、19条の5というのは先程の措置命令を出した後の話ですが、生活環境上の支障が生じ、又は生ずる恐れがあり、かつ云々と書いてありますが、この内容について具体的にどういう基準で、どういうところまで迫ったらというご質問だと思いますが、それについては解説を読んでも具体的なものは無い、個別のケースバイケースで、この場合ですと県がこういう物であると判断した段階で、やるという話になっています。

委員

先程もちょっと話したように、現実的に見た撤去の可能性という中で、行為者とか排出業者とか事件も含めていくつかありますが、行為者に対しては時効が成立したりして倒産状態でどうしようもないということで、請求権はありえないということが出てくるのかと、それから排出業者、大半のものは無いかもしれないが有る人もいると、これに対しての時効はどうなんでしょうか。請求はいつまでできるのでしょうか。もしそれができなくなれば、土地の所有者に承諾を得て、町か県しかあそこの撤去はできないということになれば、4と5の中でどうしましょうかという話になってしまうのではないかと思います。

事務局

例えば片付けた時に行為者に請求できるか、ということだと思いますが、弁護士は請求できるということです。ただ、貰えるかどうかは難しいでしょうと言っていました。

委員

排出業者も同じですか。

事務局

特定が難しいということです。特定がされれば請求することはできます。

委員

請求できるという話は、町なり県が代執行したという中で、費用がいくらと決まったら、損害額が確定した時点から時効が発生するという観点から言っていることだと思いますが、片付けなさいということに対して言えるということはどうなのですか。撤去命令を出していることがいつまで続くのだろう、費用を町とか県が出せば出した時点で損害が発生するから請求ができる訳ですね。だけど、町や県がやらない中で、排出業者に対して片付けなさいという命令の時効というのはあるのですか。いつまでも永続的に有り得るのですか。

事務局

町ではできません。産廃ですから。

委員

県ではできないのかなと。

事務局

県ではできると思います。

委員

ずーとできるということですか。今まで13年間来てしまった訳です。

事務局

ここで言っているものは、代執行の中で県がやりなさい、という形で検討した話ではないです。あくまでも実効性は、その人にどうですかという話でやったときに、できるかどうかというのが一つです。やりなさいと命令を掛けるのは代執行の範囲内ですから、ぐっと限定的になってしまいますが、あなたが棄てたのだからあなたが片付けてくださいと言った時に、実際にできるかどうかを検討した時に、倒産状態で金もないし現実的には無理でしょうということというのが一つです。同じように排出事業者についても、一部12,000立米という起訴された分については、ある程度特定はできていると聞いていますが、現実には、前にも説明はしましたが、20万円という簡易訴訟の中で特定できるかという非常に疑問な部分があります。それ以外についてはどこから来ているのか分からないという部分がありますから、その物に関しては難しいと思います。今、小川委員が言ったのは、時効等の話だと思いますが、現実的には行政代執行の場合には、その前段として前に問題になっていた、措置命令というの

があります。先程言った片付けなさいという、その部分を当時は出せなかった。重大なという表現がこの中に入っていた。今は無くなっていますが、当時は重大な支障というのがあったので、当時は出せなかった。ただ、今は改正されて重大なという表現が無くなりましたから、今の時点でさかのぼって出すことは可能だという形はあるのですが、こんどは同じように意図的に、県の解釈は行政代執行に限って再度確認すると、実質的に行為者は同じように倒産状態にあるから実行性的には無いと、責任問題があるから当然、例えばやりなさいと命令はかけられても現実的にできるかできないかということに関した時には、現実的には代執行で命令をかけても結果的には片付けられないだろうと、同じように排出責任者についても特定できない部分も含めて、現実的には措置命令をかけても、難しい部分がほとんどだろうというのが県の解釈のようです。先程の時効があるかないかの話なんですけど、措置命令というものに対してはかけた時点で有効性になりますから、期限は当然切りますから、今の段階でもかけられるというのが一つのようなのです。後は1番2番に関して一般的には、例えば民法上での話になると、行為を発見してから15年とか20年という話がありますから、その辺はまだ民法上で仮に町が訴えて、やってくださいという話になっても、今の段階はありますけど、ただ現実的には訴えてやってくれといっても、できないのではないかというのが実行性のお話なので、法的権限からすれば、まだもう少し民法上の時効はあると言うふうに聞いています。

委員

そうすると、基本的にはもう上の1番2番は、この人をお願いするということは有り得ないと、いずれにしても県か町か、土地所有者であっても分からない訳だし、聞くところによると所有者は二転三転して、相当変わってきているということがあったという話は聞いていますが、そういうことからしていつか将来的に所有者は本当は誰なんだろうということはいろいろ問題があるだろうと思うし、先程の話からすれば、片付ける場合には承諾得られるような、また土地が変われば連絡を受けるような方策をとっておく必要性もあるだろうと思うし、県と町の中でお願いするしかないというふうに考えていっていいわけですね。

委員長

今は産廃排出者が持ってきて、その時に管理表で管理しているのでしょうか。それはどこの処分場に持って行ってもいい。それはこの頃は無かったですか。

事務局

今、政治でマニフェストというのを使いますが、この管理表もマニフェストと言うのですが、当時はマニフェストはあったのですが、途中までだったのです。排出者と言われている出す人が、次の所に出すという形になるとそれで終わり、というような状態が当時だったのです。今はそれで不法投棄が非常に多くなったので、最後の処分まで、今は5枚目のE表、最後の処分まで出した人の所まで戻ってくるような制度に

はなっているのですが、井面委員が読んだ産廃コネクションにも書いてありますが、空印鑑が押してあるとかいろいろな裏がそこでは暴露されていますが、ただ制度上、今は出した人が最後に最終処分なりリサイクルに回る、という所まで管理表というの
ができていて、完全に把握できるような制度にはなっています。ただ当時は、それが
完全ではなくて、中間処理の中間処理までで終わりだということですから、終わりま
で把握できないというような状況が当時の状況です。

委員長

余計なことになりますが、青森、岩手は一万の企業が関係しているのだそうです。
それをたどって行って、負担してもらおうというようなことをやっているようです。

委員

気になったことがあります。河川管理義務というのは町に移管されていると思いま
すが、去年あたりから、もしあそこで災害復旧という形の工事が出た場合、どうい
うふうな対処をすると町は考えていますか。

事務局

災害復旧ですが、あそこは普通河川といいまして、積極的に管理する河川ではあり
ません。いわゆる沢という形ですから、あその河川自体の護岸が崩れるとか、とい
う形になれば復旧の対象になりますが、あそこにある土砂が流出したというような形
になると、それそのものが該当になるかはケースバイケースという話になってくると
思います。内容的には河川の護岸というふうに見られるかどうかです。

委員

もし、何かあったときの為に、その辺をちょっと調べておいてほしいと思います。

委員長

今後更に、この問題については検討を重ねていく必要があると思うので、今回はこ
の辺でよろしいでしょうか。

(委員一同賛成)

それでは次に進みたいと思います。

(2) 次回の開催予定及び協議事項

委員長

次回の開催予定及び協議事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局より説明)

委員長

どうでしょうか、今事務局のほうから説明がありましたが、11月の27日、時間
は同じ1時30分。

委員

12日に日の出に見学に行きますよね。それについての意見なりというのもその場

で。

委員長

その件については、この後事務局の方から説明があると思いますので、後でお願いしたいと思います。協議事項について事務局の説明したようなことでよろしいでしょうか。

(委員一同賛成)

(3) その他

委員長

それではその他についてお願いしたいと思います。

(事務局より説明)

委員長

この件については質疑はいたしません。次に処分場の視察について説明をお願いします。

(事務局より説明)

委員

ちょっとお願いがあります。この資料、詳しく見てないのですが、よく作っていただいたと思いますが、できたら後一点、日の出町の、できたときから現在までの、子供が生まれた人数で男女別を調べて、前もって資料にしていただけるとありがたいです。環境ホルモンの影響で男性の出生率が低いというのを聞いたので。

事務局

要項の2枚目に質問事項がありますが、下のほうにも要望書ということで書いてありますので、併せて、今思い浮かばなくても、こんなものを用意してもらったらどうだというのがありましたら、全部ご希望に添えるかどうか分かりませんが、可能な限り準備したいと思いますので、併せてお願いします。

4 その他

委員長

それでは、4番のその他について何かありましたら。

委員

時間が迫っていてあれなんです、冒頭をお願いした町の議会のどういう検討をされたのかというのを、図書館へ行って調べると言われたので見たのですが、ほとんどがこの問題に関しては特別委員会というか、別の常任委員会のようなもので検討されて、結果の報告部分だけしか議事録には載ってなくて図書館には無いんです。それで、私の知りたいことが分からないのです、出ていないから。それでお願いですが、平成12年6月の教育民生常任委員会と平成9年3月の社会常任委員会、これのメン

バーがどういう方だったのかということと、いわゆる委員長さんの報告の中に、可能な限り調査を行ったと書いてあるのですが、この可能な限りの調査というのは、どの程度の調査を行ったのか、大変漠然としていて、どういう調査を行ったのかちょっと分からないので、その辺を具体的にと思います。それからこの報告の中で、9年3月にやった社会常任委員会で、何度か委員会で結論が得られないで継続審査をしたというのが、例えば平成11年11月29日に開催したが、結論が得られず継続審査になったというのと、平成12年の2月24日も何か結論が得られずというのだけれども、結論が得られないのでは余程何か問題があったのかという気がしたものですから、この辺が、具体的に結論が得られなかった問題というのは何だったのか、という気がしたものですから、その点。それからもう一つは、平成15年3月に馬頭町条例制定請求、正確にはなんと言うのだろう、産業廃棄物最終処分場建設に対する賛否に関する住民投票条例制定に対する議題というところで、石沢議員さんの質問に町長が答弁した中で、内部としては調査研究してきて、例えば現地調査などもやって、処分場ができる前とどんな違いがあったか、つまりできたところで、できる前とできた後でどんな違いがあったかとか、現地の住民の皆さんに現地調査する必要があるのではないかと、処分場も方々沢山見てきた、しかしそれよりも、地域住民が処分場建設後どういうふうな状況にあるのか、それによって風評被害がでているのかいないのか、野菜が売れなくなった、売れているのか、こういうもっと切実な問題を調査しなくてはならない、という答弁をしています。これを調査されたのかどうか、もし調査されているならその結果を教えていただきたいと思います。議会関係のはそんなところですが、それともう一つ、町長さんの答弁で多分西部地区環境整備事業推進協議会のことを指しているのだと思うのですが、かなりこの問題に対する推進費なども、町が県の方からそういう補助金的なものを貰って、三大字の自治会でも色々議論されたと書いてあるのです。西部地区環境整備事業推進協議会というものの構成メンバーと役員これはこの協議会の総会資料のようなものがあると思います。それを何回、何年間続いたのかも正確にはあれですが、その辺の総会資料がありましたら、ここでどういうあれをなさったのか、というのを知りたいと思ったものですから、以上をお願いします。

委員長

平成9年は社会常任委員会だったんです。その後、社会教育委員会になりました。ここに付託したわけですから、そこで協議したのです。そのメンバーと調査内容。この委員会の広報というのはどうなっているのですか。

事務局

確認してみないと分かりません。

委員長

ちょっと待ってください、確認していますから。それと今言った石沢議員の質問ですね。

委員

その後、実際に調査したのかどうか。したのだったら折角だから、調査なされたの
ならぜひ知りたいと思います。

委員長

それから、もう一つが推進協議会の補助金の問題。それから役員の問題。

委員

総会資料を見れば構成メンバーが分かると思います。ですから総会資料を見せてい
ただきたいと思います。

委員長

議会の方は、今係りの人がいないと思うので、次回でよろしいでしょうか。

委員

いいです。

委員長

皆さんも必要ですか。

委員

いただいた方が。

委員長

以上で閉会してよろしいでしょうか。

(委員一同賛成)

委員長

長い間検討していただきまして、大変ありがとうございました。

5 閉会